

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

◆平成28・29年度の保険料率が決まりました

●被保険者均等割額 54,394円
●所得割率 11.42%

保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1人あたりの} \\ \text{年間保険料} \\ \text{(上限57万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1人あたり定額の保険料} \\ \text{(被保険者均等割額)} \\ \text{54,394円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得に応じた保険料} \\ \text{(所得割額)} \\ \text{賦課基準額} \times 11.42\% \\ \hline \end{array}$$

保険料の軽減

……平成28年度から2割及び5割軽減の対象者が広がります。

【被保険者均等割額の軽減】 ……年金所得については、15万円を差し引いた額で軽減を判定をします。

軽減の割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
9割	5,439円	33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得なし)
8.5割	8,159円	33万円以下で9割軽減の基準に該当しない
5割	27,197円	33万円 + 26.5万円(改正前26万円)×被保険者数 以下
2割	43,515円	33万円 + 48万円(改正前47万円)×被保険者数 以下

【所得割額の軽減】

軽減の割合	被保険者の所得
5割 (所得割額の1/2相当)	保険料の賦課のもととなる所得金額(総所得金額等から33万円を引いた額)が58万円以下 ※年金収入のみの場合は収入額が211万円以下

【被用者保険の被扶養者であった方の軽減】

・後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ・共済組合・船員保険などの被扶養者(扶養家族))であった方は、被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額は賦課されません。
(注)同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない方がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、必ず所得申告をお願いします。

◆保険料の納付について

平成28年度の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」は7月中旬にお送りします。年金からの天引きでなく、口座振替も申請されていない普通徴収の方は、納付書と兼用になりますので、各納付場所で納期限までの納入をお願いします。

◆被保険者証の更新

被保険者証(保険証)が8月1日に更新されます。新しい保険証の色は茶色です。7月末にきみどり色の封筒でお送りします。

◆一部負担金の割合変更

8月1日現在の世帯と前年中の所得状況をもとに、医療費の自己負担割合(1割または3割)の見直しを行います。ご自身の負担割合は、7月末に届く新しい被保険者証でご確認ください。

◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

市民税非課税世帯の方は、入院や高額な外来医療を受けるとき、医療機関や薬局へ被保険者証と一緒に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、医療費の自己負担額や入院時の食費等が軽減されます。

- ・現在減額認定証をお持ちで8月以降も対象の方には、7月下旬に新しい証をお送りします。
- ・新たに申請される方は、被保険者証と認め印を持って手続きをお願いします。

■問い合わせ 長寿支援課いきいき長寿係 (☎880・6556)まで

国 保 特 集

◆平成27年度国民健康保険特別会計の決算状況

歳入	26年度		27年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
国保税	1,160,299	18.9	1,092,819	16.0
国庫支出金	1,450,975	23.6	1,462,589	21.4
療養給付費交付金	370,867	6.0	252,836	3.7
前期高齢者交付金	1,599,767	26.0	1,643,004	24.0
県支出金	293,930	4.8	288,205	4.2
共同事業交付金	775,720	12.6	1,524,893	22.3
繰入金	414,545	6.7	483,645	7.1
基金繰入金	0	0.0	21,151	0.3
その他	81,614	1.4	67,368	1.0
計(A)	6,147,717	100.0	6,836,510	100.0

歳出	26年度		27年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
総務費	70,926	1.2	72,459	1.1
保険給付費	4,186,207	68.5	4,245,966	62.1
後期高齢者支援金	654,629	10.7	656,723	9.6
前期高齢者納付金	509	0.0	447	0.0
老人保健拠出金	27	0.0	27	0.0
介護納付金	288,118	4.7	256,888	3.8
共同事業拠出金	766,201	12.5	1,519,770	22.2
保健事業費	36,546	0.6	36,574	0.5
その他	104,210	1.8	47,656	0.7
計(B)	6,107,373	100.0	6,836,510	100.0

収支差(決算剰余金) (A)-(B)	40,344		0	
繰越金	40,344		0	
基金積立金	0		0	

平成27年度決算額は、歳入・歳出ともに68億3,651万円となりましたが、国保財政調整基金を2,115万1千円繰り入れたため、実質的には赤字の状態でした。

歳入では、国保税が前年度と比べて6,748万円の減で10億9,281万9千円、療養給付費交付金が1億1,803万1千円の減で2億5,283万6千円、県支出金が572万2千円の減で2億8,820万5千円と減っておりますが、共同事業交付金が7億4,917万3千円の増で15億2,489万3千円となっています。これは、

県内の医療費について、各市町村国保からの拠出金を財源として、県単位で費用負担を調整するものであり、医療費の増加に加え、対象医療費の拡大にともない倍増しています。

歳出では、主に医療費である保険給付費が全体の約6割を占めており、前年度と比べて5,975万9千円の増で42億4,596万6千円、後期高齢者支援金が209万4千円の増で6億5,672万3千円、共同事業拠出金が7億5,356万9千円の増で15億1,977万円となっています。

◆被保険者数、保険給付費などの推移

南国市の国保被保険者数は、年々減少傾向にあり、年齢構成をみると、65～74歳までの割合が全体の約41%を占めていて、こちらは年々増加しています。保険給付費と1人当たり医療費についても、高齢者の増加や医療の高度化などにより、共に年々増加しています。今後もこの状況は続くものと見込まれます。

